

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 2 8 0 号)

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日

横情審答申第280号

平成15年11月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年6月10日道南建第45号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都市計画道路環状3号線（戸塚地区）街路整備工事（その6）道路局南部建設課に平成14年1月8日入札日前日1月7日に市民による談合情報を連絡し落札予定業者の（ ） 予定金額¥7200万円の情報を局内及び市長に知らしめた内容資料一切」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「都市計画道路環状3号線（戸塚地区）街路整備工事（その6）道路局南部建設課に平成14年1月8日入札日前日1月7日に市民による談合情報を連絡し落札予定業者の（ ） 予定金額¥7200万円の情報を局内及び市長に知らしめた内容資料一切」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「都市計画道路環状3号線（戸塚地区）街路整備工事（その6）道路局南部建設課に平成14年1月8日入札日前日1月7日に市民による談合情報を連絡し落札予定業者の（ ） 予定金額¥7200万円の情報を局内及び市長に知らしめた内容資料一切」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年4月1日付で行った本件申立文書を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 談合情報に係る通報に関しては、その信ぴょう性について個別に判断し、必要に応じて契約担当課へ連絡し、その対応について協議することとなる。
- (2) 本件については、平成14年1月7日に市民から直接「明日の工事入札において、落札予定業者が である。」との通報があった。
- (3) 当該事項について、工事契約担当課である財政局契約部契約第一課（以下「契約第一課」という。）へ問い合わせたところ、同様の情報提供があり、調査を行っているとの報告があった。
- (4) その後、情報の信ぴょう性が乏しいので予定通り入札を実施するとの確認がとれたため、道路局南部建設課（以下「南部建設課」という。）としては、この件に関して書類等を作成していない。
- (5) 本条項は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは、開示しない旨の決定をすることと規定している。

(6) 本件申立文書は、取得も作成もしておらず、保有していないことから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書を非開示とした決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分をの取消しを求める。

(2) 入札日前日の市民からの情報と業者、金額等が一致したにもかかわらず、工事施工している理由を知りたい。

(3) 工事予算の無駄遣いである。

(4) 平成14年1月7日に が道路局へ談合情報を連絡したが、担当者は市民情報による情報など一切受け付けず局内には知らせず調べることもせず、税金の無駄遣いではないかとの質問も聞かず、「翌日の入札は談合である、市長に話してもらいたい」という事も聞かず、もっと市民の情報を聞き、きちっとした対応にして、公正取引委員会や国土交通省へ連絡をして、指導してもらいたい。

(5) 平成14年1月7日の入札業者()、金額(7200万円)情報が、入札日にピッタリ合っていたにもかかわらず実行することがおかしい。

(6) 局内には、国土交通省、公正取引委員会からいろいろ通達が来ているにもかかわらず、書類も作成せず、局内にも知らせないのは、仕事をしていないということである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「都市計画道路環状3号線(戸塚地区)街路整備工事(その6)道路局南部建設課に平成14年1月8日入札日前日1月7日に市民による談合情報を連絡し落札予定業者の() 予定金額¥7200万円の情報を局内及び市長に知らしめた内容資料一切」である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については、取得も作成もしておらず、保有していないとしている。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成15年9月12日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 平成14年1月7日午後4時頃、 から南部建設課長あて電話があったが、課長不在のため担当係長が対応した。

(イ) 通報内容は、「明日(平成14年1月8日)の環状3号線の工事の入札に際し、() が落札するとの談合情報を取得したので、工事入札を取りやめてほしい。」とのことであった。

なお、落札金額についての言及はなかった。

(ウ) 担当係長から契約第一課に、前記(イ)の通報内容を連絡したところ、契約第一課にも から同様の情報が寄せられていた。

(エ) 工事契約事務に関しては、契約第一課が所管することから、南部建設課としては、その時点では契約第一課への連絡のみにとどめた。

(オ) その後、契約第一課から、通報のあった談合情報については信ぴょう性が乏しいことから、予定どおり入札を行う旨の連絡を受けたので、担当係長は、帰庁した課長に口頭で報告を行った。そのため、書類等は特に作成していない。

ウ 前記イの事情聴取から、本件申立文書の談合情報の内容について、 が落札予定業者名及び落札金額を提示したと主張しているのに対し、実施機関は落札予定業者名のみを提示を受けたとの相違点があるが、 が落札予定業者名の提示をした事実は実施機関も認めるところであり、当該業者により工事が落札されたことも事情聴取の質疑から確認された。

エ 工事契約事務に関しては、契約第一課が所管することから、談合情報に対して南部建設課が契約第一課に連絡をとり、契約第一課の判断を待った対応は適切であったとしても、 が入札日及び入札参加業者といった、契約担当部署、発注担当部署及び入札参加業者のみが知りえる情報を提示しているのであるから、本件談合情報への対応経過を記録にとどめなかったことは、不適切であり疑問が残る。

オ しかしながら、実施機関が、本件申立文書を作成しておらず、保有していないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第10条第2項に該当するため、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年6月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年6月28日 (第272回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年8月22日 (第18回第二部会)	・審議
平成15年9月12日 (第19回第二部会)	・実施機関から事情聴取
平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・審議